

【 第 2 回中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会報告 】

日時：平成 23 年 7 月 5 日（火）18：00～19：00

場所：中標津町役場 3 階 301 号室

出席者：30 名（中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会委員 28 名、事務局 2 名）

< 会議次第 >

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議題
(1) プロジェクトチーム会議検討経過について
(2) 報告書（最終案）及び試案解説書について
(3) 今後のスケジュールについて
(4) その他
- 4 閉会

< 配布資料 >

- ・ 資料 1 町民会議開催状況 (P3)
- ・ 資料 2 策定委員会班長会議開催状況 (P3)
- ・ 資料 3 試案及び町民会議検討案比較表 参考資料のページにて掲載
- ・ 資料 4 解説書 参考資料のページにて掲載
- ・ 資料 5 今後のスケジュール (P4～5)
- ・ 資料 その他 情報共有の手引き 参考資料のページにて掲載
町民参加の手引き 参考資料のページにて掲載
自治推進会議規則 参考資料のページにて掲載

< 会議結果報告 >

- 1 開会
- 2 委員長挨拶



一昨年から『自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチーム』が結成されて以来、2 回の職員研修会と 5 回にわたる職員勉強会を実施し、先進地視察や 15 回のプロジェクトチーム会議により、自治基本条例の調査研究を行い、検討を進め、昨年 10 月から 20 回にわたり『中標津町まちづくり町民会議』で議論してきたところです。

策定委員会も昨年 11 月に開催し、今日までの間、委員の皆さんの意見をいただきながら、7 回にわたる班長会議を経て、町民会議の検討案を議論してきました。

本日は、町民会議による検討作業も最終段階に入り、議会運営委員会にも意見反映され、中標津町自治基本条例（案）の検討案が示されましたので、昨年度からの経過や検討案の内容を共有するため、策定委員会を進めさせていただきます。

今後、12月議会への提案、平成24年1月公布、平成24年4月の施行をめざし、検討してまいりますので、よろしくお願い致します。

3 議題

(1) 町民会議及び班長会議検討経過について

(事務局より資料1、2にて説明)

(2) 町民会議検討案及び解説書について

(事務局より資料3・4にて説明)

(3) 今後のスケジュールについて

(事務局より資料5にて説明)



(4) その他

(事務局より資料その他にて説明)

質疑応答

Q 第5章の議会ですが、都市計画マスタープランは、議会の議決事項にしていかなければならないのか。

都市計画マスタープランは、発展計画に沿って、計画されるべきものであって、その上位計画の発展計画を議決事項としているのに、細部の計画まで、議決事項にするのか、理解できない。

A 議会運営委員会と協議した結果が、20ページに載っており、2つの選択になっている。

一つは、削除してもいいがその代わりに、地方自治法に基づき、新たに議決条例を制定して、その中で考えるということもできる。しかし、そのときは、中標津町のすべての計画の中から、議決すべき計画を選択することになると言われている。

そういうこともあり、議会は、自治基本条例にそのまま残して、基本計画と多数ある計画の中で一番重要と思われる計画として、都市計画マスタープランを議決する権限を載せてもらったという説明を受けている。

議会としてはどちらでもいいので、理事者の判断に任せるということになってる。

Q 都市計画審議会は、最終的な決定機関と認識していたが、最終的な決定機関は、審議会になるのか、議会になるのか、どっちなのか。

A 都市計画審議会は、町長の諮問機関、決定機関ではない。最終的な判断は、町長が決定する。

新たに議決が必要となるので、新たな条例をつくったときには、最終的な決定は議会になる。

地方自治法に基づき、総合計画と都市計画マスタープランを議決案件にしている町村はたくさんある。

Q 審議会に諮問して、答申をいただき、議会に上程して、決定となるということか。

A 条例ができれば、そうなると思う。

Q 都市計画審議会という組織は必要となるのか、専門性があるという認識で必要性は感じるが、どういう形で整理していかなければならないのか。

A 審議会は、町長の諮問機関、答申を受けて、町長が、議会にかける。

以前、各審議会に議員が入っていたがいっせいにはずしたことがあった。審議会と議会の議論を分けようということで、はずした経緯があるが、中には法律で議員を入れるという内容となっていれば、議員を入れなければならない。

Q 現在、副議長と委員長の2名が入っている。そうすると、都市計画審議会も議員をはずすということになるのか。

A 都市計画法で定められている。

発展計画の審議会は、議員が入っていないが、同じように諮問して、答申をいただき、それを議決するという流れになる。

議員を排除しなければならないのかどうかは、ここでの議論ではない。

25日に行う策定会議にかけていただくことになるので、建設水道部としての考えを策定会議でお話していただきたい。

Q 町民会議で、自治基本条例に個別の議決案件を入れるのはどうかということが出ていたと思うがどうか。

A そのとおり、町民会議からは、自治基本条例に入れるのはどうなのかという意見がありました。そこで、議会運営委員会のなかでお話をして、こういう結果になっているということです。

Q 職員への周知は、策定委員会委員がするというか。

A 25日の策定会議での部内意見をいただくため、グループウェアで職員周知はしたい。

策定した段階では、何か、アクションを考えたい。

意見

・要望ですが、これから、議会との調整がありますが、税の関係で住民参加の機会をどうやって与えていくか、となると議会では事前審議が一切できないことになっていますし、通常、税の関係は3月の国会で決まって、4月、5月の臨時議会で、決めなければならないというスケジュール的に非常に難しい調整が入ると思うので、議会とどうやって調整したらいいのか、議会との意見交換があれば、手続きの仕方、どういう形が望ましいのか、教えていただきたい。

・条例に則って、これを忠実にやろうとすれば、手続きのやり方をどういう風にやるのがいいのか、議会との調整の中で、わかった段階でかまわないから、教えていただきたい。

5 閉会

町民会議開催経過

資料 1

平成22年度			
NO	月日	会議名	検討内容
1	10月28日(木)	第12回 まちづくり町民会議	研修会(自治基本条例とは?) 今後のスケジュール
2	11月25日(木)	第13回 まちづくり町民会議	勉強会(プロジェクトチーム報告) 全体構成 会議の進め方
3	12月15日(水)	第14回 まちづくり町民会議	全体討議 = 会議の進め方 グループ討議 = 条例内容協議(第1章総則) (自治の基本原則・基本理念)
4	1月27日(木)	第15回 まちづくり町民会議	全体討議 = スケジュール 広報(町民会議ニュース) 条例内容協議(第1章総則) (自治の基本原則・基本理念)
5	2月10日(木)	第16回 まちづくり町民会議	全体討議 = 町民会議のあり方・進め方 町民会議委員からの問題提起
6	2月24日(木)	第17回 まちづくり町民会議	全体討議 = 会議の進め方 条例制定後の市町村の状況 今後の進め方
7	2月25日(金)	第18回 まちづくり町民会議	グループ討議 = 条例内容協議 (条例名)(前文)
8	3月10日(木)	第19回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 (条例名)(前文) (条例全体の文章表現)
9	3月24日(木)	第20回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 (前文) (条例全体の文章表現)

平成23年度			
NO	月日	会議名	検討内容
1	4月13日(水)	第21回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例の文体 グループ討議 = 条例内容協議 第1章総則(目的)(用語の定義) (自治の基本理念)(自治の基本原則)
2	4月14日(木)	第22回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例の文体 グループ討議 = 条例内容協議 第1章総則(目的)(用語の定義)
3	4月27日(水)	第23回 まちづくり町民会議	グループ討議 = 条例内容協議 第1章総則(用語の定義) 全体討議 = 条例内容協議 第1章総則(用語の定義) (自治の基本理念)(自治の基本原則)
4	4月28日(木)	第24回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 第1章総則(目的)(用語の定義) (自治の基本理念)(自治の基本原則) 第2章基本原則に基づく制度 (情報共有及び公開) (個人情報保護)(意見等への対応)
5	5月11日(水)	第25回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 第2章基本原則に基づく制度 (町民参加の推進)(町民参加の方法) (住民投票) 第5章議会
6	5月12日(木)	第26回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 第3章住民 第4章町内会等 第6章行政
7	5月26日(木)	第27回 まちづくり町民会議	全体討議 = 策定委員会修正案協議 第1章総則 第2章基本原則に基づく制度 第3章住民・第4章町内会等 第6章行政
8	5月27日(金)	第28回 まちづくり町民会議	全体討議 = 議会への意見内容確認 条例内容協議 第7章行政運営 第8章交流及び連携、協力
9	6月8日(水)	第29回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 第7章行政運営 第8章交流及び連携、協力 第9章条例の見直し 第10章条例の位置付け・前文
10	6月9日(木)	第30回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例案協議 第9章条例の見直し 第10章条例の位置付け・前文 公布(イベント)協議 条例の活かし方・PR案等協議
11	6月23日(木)	第31回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例案協議 第5章議会・第9章条例の見直し 第10章条例の位置付け・前文 湧別町視察協議 公布(イベント)協議

12	7月14日(木)	第32回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例素案協議(解説書) 公布(イベント)協議 条例PR案等協議
13	7月28日(木)	第33回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例素案協議 議会との意見交換 公布(イベント)協議 条例PR案等協議
14	8月17日(水)	パブリックコメント開始	
15	9月15日(木)	パブリックコメント終了	
16	9月29日(木)	第35回 まちづくり町民会議	パブリックコメント報告 条例素案決定 公布(イベント)決定
17	10月・11月	議会調整	
18	12月	12月定例会	議決
19	1月1日(日)	条例公布	平成24年1月1日公布
20	2月9日(木)	公布イベント	公布イベント実施
21	2月・3月	町民説明会	町民説明会
22	4月1日(日)	条例施行	平成24年4月1日施行

班長会議開催経過

資料 2

平成22年度			
NO	月日	会議名	検討内容
1	11月8日(月)	第1回 策定委員会	PT会議検討経過 最終報告書及び試案解説書 今後のスケジュール
2	11月15日(月)	第1回 策定会議	PT会議検討経過 最終報告書及び試案解説書 今後のスケジュール
3	2月17日(木)	第1回 策定委員会班長会議	町民会議開催状況及び今後の予定 会議の進め方 今後のスケジュール
4	3月18日(金)	第2回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (条例名) (前文) (文体)
平成23年度			
NO	月日	会議名	検討内容
1	4月21日(木)	第3回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (文体) (前文) (第1章総則)
2	5月19日(木)	第4回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (第1章総則) (第2章基本原則に基づく制度)
3	5月20日(金)	第5回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (第3章町民)(第4章町内会等) (第6章行政) 議会に対する意見
4	6月3日(金)	第6回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (第7章行政運営の原則) (第8章交流及び連携、協力) 条例内容協議 (第9章条例の見直し) (第10章条例の位置付け)
5	6月16日(木)	第7回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (第9章条例の見直し) (第10章条例の位置付け) 前文 全体の修正について
6	7月5日(火)	第2回 策定委員会全体会議	町民会議、班長会議開催経過 町民会議検討案、解説書 今後のスケジュール

7	7月25日(月)	第2回 策定会議会議	町民会議、班長会議開催経過 町民会議検討案、解説書 今後のスケジュール
8	8月17日(水)	パブリックコメント開始	
9	9月15日(木)	パブリックコメント終了	
10	10月6日(木)	第3回 策定委員会全体会議	パブリックコメント報告 条例原案決定 条例PR案等報告 公布(イベント)報告
11	10月17日(月)	第3回 策定会議	パブリックコメント報告 条例案決定 条例PR案等報告 公布(イベント)報告
12	9月・10月	議会調整	
13	12月	12月定例会	議決
14	1月1日(日)	条例公布	平成23年1月1日公布
15	2月9日(木)	公布イベント	公布イベント実施
16	2月・3月	町民説明会	町民説明会
17	4月1日(日)	条例施行	平成24年4月1日施行

自治基本条例（仮） 詳細スケジュール

年度		平成23年度												24年度									
月		4			5			6			7			8	9	10	11	12	1	2	3	4	
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 条例素案の作成・イベント開催・広報など 制定手続き 施行準備 </div>																					
町民会議	策定事務局（職員PT）	<p>第1章総則 第1章総則</p>																					
	17名																						
	町民会議メンバー																						
	21名																						
		4月			5月			6月			7月			8月	9月								
		13(水)・14(木)・27(水)・28(木)			11(水)・12(木)・26(木)・27(金)			8(水)・9(木)・23(木)			14(木)・28(木)・29(金)			29(木)									
策定委員会	次長職	<p>・素案の審議 ・ 条例原案の決定 ・ 原案を策定会議へ提出</p>																					
	課長職																						
	41名																						
		21(木)			19(木)・20(金)			3(金)・16(木)			5(火)			6(木)									
策定会議	理事者	<p>・原案の審議 ・ 条例案の決定 ・ 総務常任委員会へ報告</p>																					
	部長職																						
	12名																						
											25(月)			17(月)									
町議会		<p>・ 条例項目の検討 ・ 議会に関する規程の検討 ・ 共通条項の検討</p>																					
								議会運営委員会			議会運営委員会意見交換会												
								16(木)			28(木)												
		<p>9(木) 自治基本条例公布イベント 町長・議会・町民会議</p> <p>自治基本条例の公布（二十四年一月）</p> <p>自治基本条例 広報・説明会の実施</p> <p>自治基本条例の施行（二十四年四月）</p>																					